

# 流域マネジメントに関するお悩みを解決します！～水循環アドバイザー制度～

流域マネジメントに取り組む、又は取り組む予定の地方公共団体等に対し、流域水循環計画の策定・実施に必要な技術的な助言・提言を行う「水循環アドバイザー」を派遣します。

## 支援の流れ

内閣官房  
水循環政策本部  
事務局

- 申請書の内容を審査し、支援の決定を通知。
- 申請を踏まえ、必要に応じて、申請団体及び候補者と調整を行った上で、申請団体に候補者を提示。

地方公共団体等  
から  
支援を申請

地方公共団体等  
(流域水循環協議会及びその構成員を含む)

- ・解決困難な課題が発生
- ・知見や助言が必要 等

- 課題の解決、知見の習得等により、流域マネジメントの取組の更なる展開と質の向上に貢献。

水循環アドバイザー

- 流域マネジメントに関して一定の知識を有する有識者や地方公共団体の職員等

水循環  
アドバイザー  
を決定

現地派遣やオンライン  
会議による助言・提言、  
情報提供等

※令和4年度水循環アドバイザーリスト  
[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/pdf/r04\\_adviser\\_list.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/pdf/r04_adviser_list.pdf)

## 活用事例

令和2年度から派遣を開始し、令和2年度は3自治体、令和3年度は6自治体へ支援を実施しました。派遣実績・概要は、以下のとおりです。

【支援形式】 現地派遣、会議、オンライン会議

【支援内容例】 計画策定への助言、勉強会講師、計画に基づく施策・協議会活動への助言等

【アドバイザーからの助言テーマ例】

- ・水循環の視点を取り入れた流域一体でのまちづくり
- ・若者の参画や後継者育成
- ・農業用水路を活用した水辺空間の形成
- ・人口減少、気候変動を踏まえた計画の検討
- ・地域の特性を活かした流域マネジメント

## 応募方法

「水循環アドバイザー派遣申請書」を水循環政策本部事務局へ提出してください。

【申請・問い合わせ先】

内閣官房水循環政策本部事務局 電話：03-5253-8389(直通)

E-mail: [hqt-mizuujyunkan@mlit.go.jp](mailto:hqt-mizuujyunkan@mlit.go.jp)

※詳細は、以下WEBページをご覧ください

URL:

[https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu\\_junkan/r04\\_adviser.html](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/mizu_junkan/r04_adviser.html)

